四　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

六　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

七　第十条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数、その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数、その他の事項

○厚生労働省告示第三百六十四号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十二年十月八日

厚生労働大臣　細川　律夫

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤グリホサート耐性ピマワタＭＯＮ88913系統	日本モンサント株式会社
わた	チョウ目害虫抵抗性ピマワタ15985系統	日本モンサント株式会社
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統と除草剤グルホシネート耐性ワタＬＬＣｏｔｔｏｎ25系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、第一条第一号に掲げる事案に係る危機対応業務については、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

○文化庁告示第四十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年九月二十八日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十月八日

文化庁長官　近藤　誠一

堺市（ただし、堺市立点字図書館が実施する業務に限る。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市御庄字城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年十月八日

経済産業大臣　大畠　章宏

番号	名称	住所	特別区長又は特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5035	秋本建設株式会社	奈良県五條市二見五丁目四番二号	平成二十二年六月二十三日から平成二十三年六月二十二日まで
5036	サン工芸印刷株式会社	大阪府大阪市東成区東小橋二丁目十一番十三号	平成二十二年七月二十二日から平成二十三年七月二十一日まで
5037	石本紙工株式会社	大阪府大阪市東成区大今里南一丁目十九番十号	平成二十二年八月十八日から平成二十三年八月十七日まで
5038	日野薬品工業株式会社	滋賀県蒲生郡日野町大字上野田百十九番地	平成二十二年八月二十五日から平成二十三年八月二十四日まで